

<高額医療・高額介護合算療養費制度>のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額(高額療養費等を除く)を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給するものです。

自己負担限度額(世帯年額)

- | | |
|---------------------------|-------|
| ① 被保険者証の負担割合が「3割」となっている方 | …67万円 |
| ② ①・③・④以外の方 | …56万円 |
| ③ 世帯員全員が住民税非課税の方 | …31万円 |
| ④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定基準※以下の方 | …19万円 |
- ※世帯員全員の所得が0円等

平成29年度分の支給対象

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、平成29年8月から平成30年7月末までに支払った医療保険及び介護保険の自己負担額(高額療養費等を除く)から自己負担限度額を引いた金額が500円を超える世帯が対象となります。

支給の対象となる方へのお知らせ及び申請手続き

支給の対象となる被保険者の方には、2月下旬にお知らせを郵送する予定です。お知らせが届いた場合、お住まいの市役所(町役場)の後期高齢者医療担当課の窓口申請してください。

次に該当する方には、お知らせができない場合があります。

上記の自己負担限度額を参考に、支給の対象になるかをご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点については、お住まいの市役所(町役場)又は後期高齢者医療広域連合までご相談ください。

◆平成29年8月から平成30年7月末までの間に…

- ・市町を超える転居をされた方(県外から転入された方など)
- ・他の医療保険制度から後期高齢者医療保険制度に移られた方(75歳年齢到達者など)

時効について

高額介護合算療養費は、基準日※の翌日から2年を経過すると時効となり、支給ができなくなります。申請は基準日の翌日から2年の間に行ってください。

※ 平成29年度分の基準日…平成30年7月31日

注) 計算期間(8月～翌7月)の途中で資格を喪失された方の基準日については、資格を喪失された日の前日(死亡の場合は、亡くなられた日)となります。